サンデングループ　取引先基本原則

2024 年 5 月 1 日

サンデン株式会社　ＳＣＭ本部

１．序文：　良き企業市民、社会との調和

サンデングループは、国内外の関連会社を含むグループ全体活動として、コンプライアンスを実践するため、企業理念に基づき遵守すべき行動規範を定めて、様々な取り組みを進めており、サプライチェーンにおける取り組みとして、お取引先は国際社会の一員としての社会と調和した諸活動を展開し、地域とともに歩む「良き企業市民」としての役割（企業の社会的責任）をしっかり果たさなければならないと考えております。このような認識から、サンデングループは企業理念の第一の原則として、　「良き企業市民」「社会との調和」を掲げ、企業活動を行っております。

また、サンデングループは、お取引先と公正且つ透明な取引関係を築くことにより、お客様に対し最高の製品、システム、サービスを提供し、ビジネスパートナーとしてともに成長していきたいと考えています。

このサンデングループ取引先基本原則（以下「基本原則」）は、お取引先とその従業員、代理店、下請け先各位（以下「取引先」という。）がサンデングループとの取引において「企業の社会的責任」を全うするための必要最低限の基本原則（行動規範）を定めたものです。お取引先には、この基本原則を遵守して頂くことを求めます。

２．人権尊重

【強制労働の禁止】

取引先は、いかなる状況においても奴隷、隷属、強制や義務による労働、人身取引による労働力、またいかなる方法によってもその恩恵を受けたりしてはなりません。同様に規律や管理のための、あらゆる形式の懲役や、体罰、監禁、脅迫、暴力、またはいやがらせや虐待も禁止します。また、賃金不払いや法外な低賃金での労働を強制する工場や生産施設を使用し、このような行為や施設を運営する下請け先を使用してはなりません。

【児童労働の禁止】

児童労働は、精神的、肉体的、社会的、倫理的に子どもにとって危険かつ有害であり、教育を受けるのに不当な妨げになるため、取引先は、絶対に児童の労働力を使用してはなりません。

【適切な労働時間】

取引先は、その従業員がすべての関連法規、および労働時間や日数を定めた業界の必須基準を順守して勤務できるようにしなければなりません。もし法令と業界の基準が相いれない場合は、国の法律に準拠することとします。

【適切な報酬】

取引先は、関連法規や有効な労働協約に定められている賃金や手当、および時間外労働やその他の割増し賃金を従業員に支払わなければなりません。

【差別待遇の禁止】
取引先は、採用や雇用において、ダイバーシティ（人種、肌の色、宗教、性別、年齢、身体的能力、国籍、その他）による違法な差別を禁止する関連法規に合致する方策の実施を求められます。

【結社の自由】
取引先は、国際条約や各国・地域の法令に基づき定められた労働者の権利（団体交渉権や結社の自由を含む）を尊重しなければなりません。

3．環境保全

【持続的な資源管理】
取引先は、循環型社会形成のため、あらゆる資源の 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に努め、資源の有効活用と廃棄物削減を徹底する事で、持続可能な資源管理を実現します。
また、自ら責任を持って環境に配慮した事業活動を行い、関係各国のすべての環境関連法規を遵守しなければなりません。

【温室効果ガス排出の監視・削減】
取引先は、次世代へ持続可能な資源の管理を引き継ぐために、再生可能エネルギーの推進、地球規模の気候変動に対応する必要性を認識し、温室効果ガス排出量の定期的な監視と削減に取り組みます。監視とは温室効果ガス排出量の検出を指し、温室効果ガス削減とはすべての温室効果ガス(CO2,CH4,N2O,HFCs,PFCs,CFCs,HCFCs 等)の排出を削減することを指します。
また、水質、大気質、土壌の質、騒音の管理に努め、各分野における監視及び測定活動も進めて行くことが必要です。

【化学物質管理】
取引先は、責任ある化学物質管理について、サンデン・グリーン・サプライ・ガイドラインを遵守しなければなりません。

【生物多様性】
取引先は、生物多様性への取り組みとして、事業活動が及ぼす生態系への影響を認識し、持続可能な社会の実現に貢献していくことが必要です。
また、土地、森林、水の権利に関する関連法規を遵守しなければならず、違法な強制立ち退きに参加してはなりません。
※生物多様性には植物保護や動物愛護など含めます。

4．企業倫理

取引先は、良識のある企業行動により、公正かつ自由な競争を行なわなければなりません。

【関連法規の遵守】
取引先は、すべての関連法規や規則を遵守しなければなりません。

【製品の品質と安全】
取引先が提供するすべての製品とサービスは、関連法規が要求する品質と安全の基準を満たさなければなりません。サンデングループと取引、あるいはサンデングループに代わって取引をする場合は、サンデングループの品質要求条件を満たさなければなりません。

【腐敗行為の禁止】
政治や行政との癒着を疑われるような行為を無くし、健全な官民の関係を構築し、贈賄やマネーロンダリングなど違法な行為を行ってはなりません。
また、不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、顧客・調達先・その他ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金品その他利益の授受・供与を行ってはなりません。

【反社会勢力との関係の禁止】
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、断固として対決しいかなることにも関係してはなりません。

【紛争鉱物使用の禁止】
取引先は、重大な人権侵害を引き起こす内戦や紛争に関わる武装勢力の資金源となる鉱物を使用していないことを確認しなくてはなりません。

【情報の管理と保護】
お客様・第三者・自社社員の個人情報及び機密情報の適切な入手・利用・開示・管理・保護に取り組み、個人情報保護法や不正競争防止法、インサイダー取引規制等を遵守しなければなりません。
機密情報漏洩の発生を未然に防止、もしくは、発生した場合の損害を最小限に抑えるために、情報セキュリティ確保のための仕組みを構築運用しなければなりません。

【知的財産の保護】
自社の保有する知的財産を守るとともに、他人の知的財産を尊重しなければなりません。

【輸出入取引管理】
各国・各地域の法令等で規制される技術や物品を輸出入する際は、適切な輸出入手続き・管理をしなければなりません。

【利益相反の禁止】
自社の利益に反して、個人・顧客・取引先または、第三者の利益を図る行為を行ってはなりません。

【先住民族の権利】
取引先は、事業活動を行う国や地域の法律、また「先住民族の権利に関する国際連合宣言」「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO 第 169 号）」「自由意志による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior, and informed consent：FPIC）の原則」等の国際基準にのっとり、先住民の人権や文化に対する配慮に努めます。

【財務情報の記録】
取引先は、サンデングループとの契約に関連する財務記録を含む、適切かつ正確な内部記録を維持しなければなりません。 記録の改ざんは禁止されています。 記録は、適用されるすべての法律および規制に従って保存および廃棄する必要があります。

【基本原則のサプライチェーン全体への伝達】
サンデングループは、取引先に対する要件と基準がサプライチェーン全体に伝わることを期待しています。

【内部通報制度】
すべての取引先、その従業員、および影響を受ける当事者は、違反、特に違法な商行為または潜在的な人権侵害について通知することが推奨されます。取引先は、独自の内部通報制度を設けてください。 サンデングループへの通知は、電子メールまたは電話を通じて実施をお願いします。

【治安権限の活用】
取引先は、緊急の差し迫った危険を回避する目的で、事業を保護するために治安権限を有する行政当局または民間警備会社等（以下、総称して「治安当局」という）を利用する場合、拷問、残虐、非人道的、または品位を傷つける扱い、個人の生命や身体への損害、身体への障害を避けるため治安当局が十分な指示と監督を受けていることを保証するものとします。

5．安全衛生
取引先は、従業員が安心して働くことができるよう、業務上の安全・衛生の確保を最優先しなければなりません。更に職場施設は、関連法規や条例に遵守し、それを維持しなくてはなりません。

6．地域社会への貢献
取引先は、世界各地域の商習慣や文化を尊重するとともに、積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与しなければなりません。

7．原則遵守の実証
サンデングループは、取引先がこの基本原則等を遵守していることを確認するため、取引先およびその調達先に立入調査をすることができるものとし、取引先はこれに協力しなければなりません。
万一、基本原則に反する行為や状況が確認された場合、サンデングループは書面をもって基本原則の遵守を催告し、相当期間を経過しても遵守されないときは、取引先との契約を解除することができます。

完